

# 原告団ニュース

第13号 (2026年3月17日発行)

発行：オンライン資格確認義務不存在  
確認等請求訴訟原告団事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F

電話 03(5339)3601

FAX03(5339)3449



記者・原告説明会の模様 (2月25日、航空会館)

オン資義務不存在確認等請求訴訟

## 次回6月10日に結審見込み

2月25日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」控訴審の第二回口頭弁論が東京高裁101号法廷(三木素子裁判長)で開かれた。弁護団と全国から集まった原告16人が原告席に立ち審理に臨んだ他、約57人が傍聴した。原告側は新たにマイナ保

険証のトラブル調査結果やメディア記事等を証拠として提出し、追加の準備書面もあわせて主張を行った。第三回口頭弁論は6月10日に101号法廷で開かれることが決定し、三木裁判長は次回で結審とする見込みを示した。

口頭弁論終了後、航空会館で記者・原告説明会を開催し、記者・原告等55人が参加した。弁護団の牧田潤一朗弁護士が、原告側の論点について解説し、質疑・意見交換を行った。今回の原告側の主な主張は左表のとおり。

### 表 第2回口頭弁論 原告側の主な主張

- ①原告の訴えを退けた一審判決(原判決)は、「国はトラブルを減少させ、患者や医療機関に不利益が及ばないよう種々の取り組みを行っている」としているが、保団連の調査で判明したようにトラブルや不利益は継続しており、原判決によるデメリットの過小評価は誤りである。
- ②メリットとデメリットの比較衡量を踏まえた義務付けの判断は、本来国会が行うべきである。
- ③各種メディアからもマイナ保険証への一本化は見直すべきとの意見が多数示されており、保団連や保険医協会・医会に限った意見ではない。
- ④従来の健康保険証による資格確認は長年にわたり安定的に機能しており、マイナ保険証を導入しなければトラブル・混乱・不便は生じなかった。
- ⑤控訴審における国の反論は、ほとんど原判決の繰り返しであり、実質的な反論が一切ない。

国側に反論の余地なし  
全国から集まった原告等の中から、黒田康之(若手協会副会長)、石毛清雄(千葉協会理事)、早坂美都(東京歯科協会会長)、申偉秀(東京協会理事)、成瀬清子(東京協会会員)、細部千晴(東京協会理事)、藤田倫成(神奈川協会理事)、梅村忠司(三重協会副会長)、玉川尚美(大阪歯科協会理事)、島津俊二(兵庫協会評議員)、濱本定俊(愛媛協会会員)、杉山正隆(福岡歯科協会副会長)各氏がフロア発言を行った。「厚労省はトラブル時も3割負担で医療を受けられると宣伝しているが、

マイナ保険証トラブル  
1年前から改善なし  
口頭弁論終了後、航空会館で記者・原告説明会を開催し、記者・原告等55人が参加した。

続いて、全国保険医団体連合会(保団連)の竹田智雄会長が、証拠として提出した「2025年8月以降のマイナ保険証利用状況に関する実態調査」の結果を解説し、未だに医療機関の7割でトラブルがあり1年前から改善していないこと、トラブル時は多くの医療機関が保険証が資格確認書で対応していることを報告した。



25年8月以降もマイナ保険証でのトラブルが続いていることを報告する竹田智雄保団連会長(2月25日、航空会館)

医療機関に瑕疵のない不詳レセプト等の不払い例が報告されており、現場に負担が押し付けられている」「オン・オフ導入に伴うセキュリティ対策の強化も医療機関の負担となっている」「医療機関の廃業数は過去最高に達しており、実際に地域の医療機関の減少を体感している」等、医療現場の実情が報告された。

弁護団長の喜田村洋一弁護士は、「行政訴訟において、国は何度も反論を行うのが通常だが、今回の控訴審での反論は1回のみであり、反論の余地がないことを示している。論理的には我々が圧倒的に正しく、必ず勝つと信じている」と力強く述べた。

最後に中村洋一東京協会副会長が「本日報告いただいた通り、誰でも安心して受診できるという国民皆保険の基本理念が損なわれかけている。一番の結果は期待通りではなかったが、我々には国民のいのちと健康を守る責務がある。勝訴に向け、意気軒昂と進んでい

こう」と訴え、閉会した。

### <お知らせ>

本ニュース等の発送先ご住所に変更がある方は、東京保険医協会事務局（☎ 03-5339-3601）までご連絡ください。



記者・原告説明会の模様はこちらから (Youtube) ↑



資料編(控訴状、控訴理由書、意見陳述書等)はこちらから ↑



控訴審第2回口頭弁論資料(甲号証)はこちらから ↑  
ユーザー名: genkoku  
パスワード: 11262025

## 控訴審 第3回口頭弁論のご案内

控訴審の第3回口頭弁論は東京高等裁判所 101号法廷で開かれます。今回で結審の見込みです。勝訴に向けて裁判所に関心の高さを示すために、多数のご参加をお願いします。口頭弁論終了後には、記者・原告説明会を開催します。ぜひ併せてお越しください。

**【日時】 6月10日(水) 11:30 ~**

**【場所】 東京高等裁判所 101号法廷**  
〒100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4

<最寄駅>

- ・東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から約1分
- ・東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から約3分
- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」から約10分
- ・都営地下鉄三田線「日比谷駅」から約13分

原告の先生方におかれましては、ぜひ傍聴をお願いいたします。手荷物検査を受けた後、弁論開始時刻までに101号法廷に余裕を持って入室してください。



## 記者・原告説明会のご案内

**【日時】 6月10日(水) 12:00 ~**

**【場所】 AP 虎ノ門 ROOM C+D**  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-15 NS 虎ノ門ビル 11F  
(東京高裁から徒歩10分)

<最寄駅>

- ・東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」9番出口より徒歩3分
- ・東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C3出口より徒歩4分
- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」A4a出口より徒歩3分



**【問合せ】 原告団事務局 (東京保険医協会内 訴訟ワーキンググループ担当宛)**  
☎ 03 (5339) 3601